

【下半期】（10月～平成23年3月）

3月	2月	平成23年 1月	12月	11月	10月
	第4期 2 / 28		第3期 12 / 27		
	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 27	第5期 11 / 30	第4期 11 / 1
		第4期 1 / 31			第3期 11 / 1
	第8期 2 / 28	第7期 1 / 31	第6期 12 / 27	第5期 11 / 30	第4期 11 / 1
	2 / 15		12 / 15		10 / 15
	第6期 2 / 28		第5期 12 / 27		第4期 11 / 1
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 27	11 / 30	11 / 1
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 27	11 / 30	11 / 1
1月使用分 3 / 31	12月使用分 2 / 28	11月使用分 1 / 31	10月使用分 12 / 29	9月使用分 11 / 30	8月使用分 11 / 1
	第4期 2 / 28			第3期 11 / 30	
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 29	11 / 30	11 / 1
3 / 31	2 / 28	1 / 31	12 / 29	11 / 30	11 / 1
12月分 3 / 31	11月分 2 / 28	10月分 1 / 31	9月分 12 / 29	8月分 11 / 30	7月分 11 / 1
	第4期 2/1 ~ 28			第3期 11/1 ~ 30	

◆口座の残高をご確認ください◆

市税などを口座振替により納付されている方は、指定された口座の残高をご確認ください。残高不足により引き落としができません。合は、口座振替ではなく納税者本人が直接納付することになります。残高不足解消後についても、再引き落としはできませんのでご注意ください。

◆納付は納期限を守りましょう◆

市税などは、決められた納期限までに納めるようにしましょう。納期限を過ぎると、催告などの対象になることがあります。

納付については、市役所や金融機関の窓口で納めるほか、次のような方法があります。

◎口座振替でらくらく！

一度お申し込みいただければ、ご指定の口座から毎回自動的に引き落としします。「口座振替依頼書」を金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局窓口にて直接提出してください。

◎コンビニいつでも！（市税・上下水道料金）

コンビニエンスストアいつでも納税できます。ただし、納期限を過ぎてしまうとお取り扱いができませんので、ご注意ください。